

(別紙 1)

介護老人保健施設 梅名の里 短期入所重要事項説明書

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 梅名の里
- ・開設年月日 平成 6 年 8 月 26 日
- ・所在地 静岡県三島市梅名 578 番地
- ・電話番号 055-977-8686 FAX 055-977-8090
- ・施設長 梅田 勝
- ・介護保険事業所番号
2250680010 号

(2) 施設の目的と運営方針

施設においては、要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の療養上の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう利用者の立場にたった、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供します。

サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し総合的なサービスを提供します。

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または身元引受人の了解を得ることとします。

(3) 職員体制（令和 3 年 4 月 1 日現在）

	員数（常勤換算）	業務内容
管理者（医師と兼務）	1.0 名	
医師	1.0 名以上	利用者の診療及び健康管理
看護職員	9.6 名以上	病状及び心身の状況に応じた看護
介護職員	25.0 名以上	利用者の日常生活上での介護
支援相談員	1.0 名以上	相談、助言、援助等を適切に行う
理学・作業療法士	2.0 名以上	心身の諸機能回復を図り、リハビリテーションを計画的に行います。

管理栄養士	1.0名以上	栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の 栄養状態の管理、献立作成等
介護支援専門員	1.0名以上	介護サービス計画、調査代行申請等
薬剤師	0.3名以上	調剤、服薬指導
事務員	1.0名以上	一般事務
調理員	(委託)	調理
(4) 入所定員	定員 100名	
(5) 療養室	2人室 24室 ・ 4人室 13室	

2 サービス内容

(1) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスは、要介護者のご家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者及び身元引受人若しくはその関係者の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者及び身元引受人若しくはその関係者等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

(2) サービスの内容

① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）

朝食 8:00 ～ 9:00

昼食 12:00 ～ 13:00

夕食 17:00 ～ 18:00

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただけます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。又ご利用の日数や曜日により入浴回数は変わる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います。）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理等の栄養状態の管理

⑨ 理美容サービス

⑩ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

※ 医療について

施設の医師で対応できる医療・看護につきましては介護保険サービスに含まれております。但し、施設で対応できない処置や手術、及び病状の著しい変化に対する医療につきましては、他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険の適用となり別途自己負担をしていただく場合もあります。

3 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用単位（介護保険制度では、要介護認定による要介護（介護予防にあつては要支援）の程度によって利用単位が異なります。以下は1日あたりの利用単位数です）

強化型	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位	672 単位	834 単位	902 単位	979 単位	1044 単位	1102 単位	1161 単位

*夜勤職員配置加算 24 単位/日

夜勤の職員数が利用者（入所者）数に応じて一定以上配置されている場合。

*サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位/日

介護福祉士資格を有す介護職員が80%以上、または介護福祉士資格を有する10年以上勤続介護職員が35%以上配置されている場合。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 51 単位/日

施設が介護老人保健施設類型指数で強化型として類型されている場合。

*生産性*生産性向上推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ） 100（Ⅰ） 10（Ⅱ） 単位/月

複数の介護用機器を導入しており、厚生労働省の示すガイドラインに基づき定期的に生産性向上についての評価と取り組みを行い、厚生労働省へデータ提出している場合。

*口腔連携強化加算 50 単位/月

施設が歯科医療機関と連携し、利用者の口腔衛生状況を評価している場合。

- ② 個別加算（利用者のご希望、状態等により加算されます。）

- ・送迎加算（片道につき） 184 単位
- ・療養食加算（1食につき） 8 単位
- ・個別リハビリテーション実施加算 240 単位
- ・総合医学管理加算 275 単位
- ・重度療養管理加算 120 単位（該当者のみ）

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

- ・緊急短期入所受け入れ加算 90 単位（7日を限度とする）

- ③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ

当月の施設利用単位及びその他個別加算の合計に7.5%を乗じた単位が加算されます。（令和6年5月までは介護職員処遇改善加算3.9%、介護職員等特定処遇改善加算2.1%、介護職員等ベースアップ加算0.8%が算定され、令和6年6月より上記加算が算定されます。）

④ 施設利用料

三島市は、地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となります。なお、自己負担は、料金に対して「介護保険負担割合証」で定められた割合（1割・2割・3割のいずれか）です。ここでいう「単位数」とは、当月の施設利用単位及びその他個別加算の合計に介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを加えた総合計となります。

*加算詳細は別紙 利用料金の案内をご確認ください。

(2) その他の料金

① 食費	朝	550円
	昼	680円
	夕	680円

(但し、食費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費（1日あたり）

・多床室 550円

(但し、滞在費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

※ 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

③ 日用品費 200円

④ 教養娯楽費 150円

⑤ 理美容代 実費（2,000円。利用料金の案内をご覧ください。)

(3) 支払い方法

・お支払い方法は預金口座振替にてお願いいたします。振替日は毎月27日（金融機関休業の場合は翌営業日）となります。振替確認後、領収書を発行いたします（手続きの関係上、領収書の発行は振替月の翌月となる旨、ご了承願います）。

預金口座振替以外の方法については、ご相談ください。

4 協力医療機関

施設では、下記の協力医療機関や協力歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 芹沢病院
・住所 三島市幸原町2丁目3-1

・名称 三島中央病院
・住所 三島市緑町1-3

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ヒロ歯科医院
- ・住 所 三島市梅名 516-3

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡させていただきます。

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・保険証書等の確認 施設のご利用に当たり、入所者の各保険証書等を適宜確認させていただきます。
- ・食事 施設利用中の食事は、栄養状態の管理をサービス内容としているため、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
- ・喫煙・飲酒 原則的には禁止とさせていただきます。
- ・火気の取扱い 火気の持込はお断りします。
- ・設備・備品の利用 施設内の設備・備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品等は原則として自己管理となります。多額の現金や貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失・盗難に付きましても、施設側では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・入所期間中の受診 介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設ということから、入所期間中はみだりに医療機関へ受診することは認められません。また、原則的に保険医療機関及び保険薬局より薬剤の支給をうけることもできません。入所期間中にやむを得ず他保険医療機関を受診される場合には、必ず施設へ相談願います。
また、高度な医療処置が必要な場合や容態が急変した場合は、医療機関に転院していただくことがあります。
- ・宗教活動・政治活動 施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ・動物飼育 施設内へのペット等の動物の持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・その他 利用者及び身元引受人等が支払うべきサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三勧告したにも関わらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
利用者及び身元引受人等がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。

具体的な背信行為の例：施設、施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他背信行為又は反社会行為。

6 緊急時の対応

施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼することがあります。

7 事故発生時の対応

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

8 虐待防止

施設では虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置と定期的な開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

9 感染症予防

施設では、感染症が発生し、またはまん延しないように、委員会の設置と定期的な開催、指針の整備、研修及び訓練等の必要な措置を講じます。

10 生産性向上

施設では、生産性向上の取り組みとして、ICT機器の導入、委員会の設置と定期的な開催、指針の整備、運用のための研修及び訓練等の必要な措置を講じます。

11 事業継続計画

施設では、災害時及び新興感染症流行時の事業継続について計画を策定し、当該状況で事業が継続できるよう必要な措置を講じます。

12 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年 6 回

13 要望及び苦情等の相談

施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

梅名の里 支援相談室	(電話) 055-977-8686
三島市役所 介護保険課	(電話) 055-983-2607
函南町役場 高齢者福祉係	(電話) 055-979-8126
伊豆の国市役所大仁庁舎 長寿介護課	(電話) 0558-76-8009
静岡県国保連合会 苦情処理窓口	(電話) 054-253-5590

※その他市町村保険者につきましては、各保険者介護保険窓口へお問い合わせください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

14 その他

- ・施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。
- ・施設は、福祉系専門学校生や看護学生等の実習受け入れ施設として協力をしております。これからの福祉・医療を担う優秀な人材を育成するために、介護福祉士、社会福祉士、看護師などの育成・教育機関からの実習生を受け入れることがあります。
- ・高齢者の方には、心身の障害や老化に伴い様々な事故の危険性があります。転倒、転落・誤嚥等がその代表ですが、それらの事故は骨折や外傷、窒息や肺炎など場合によっては死亡に結びつく結果をもたらすこともあります。施設では細かな観察や工夫でそのような事故の発生防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ、利用者皆様の全ての行為の管理・予測できるものではありませんので、ご了承くださいませ。様お願い申し上げます。

(別紙2)

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 梅名の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及び身元引受人等の個人情報について利用目的を以下の通り定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護保険施設内部での利用目的]

- ・施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち
 - －入退所の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者に施設サービスを提供する他の介護保険施設等（特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設・他の介護老人保健施設等）との連携（紹介状、看護添書、療養中の様子、申請待機状況等）及び照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - －身元引受人等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などの係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －施設において行われる学生への実習への協力
 - －施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所利用同意書

当事業者は、短期入所利用契約書及び別紙 1・別紙 2 に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	静岡県三島市梅名 5 7 8 番地
	名称	社会福祉法人 静 和 会 介護老人保健施設 梅 名 の 里
	代表者	施設長 梅 田 勝
	電 話	0 5 5 - 9 7 7 - 8 6 8 6
説明者	職 名	
	氏 名	

介護老人保健施設梅名の里を短期入所利用するにあたり、介護老人保健施設梅名の里短期入所利用契約書及び別紙 1・別紙 2 を受領し、これらの内容に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、施設がサービス担当者会議等において、個人情報をお本契約の有効期間中に用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者	住 所
	氏 名
	電 話

身元引受人	住 所
(家族代表)	氏 名
	電 話

【 緊急連絡先 】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	